

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		大胆な投資促進税制の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義、所得税：外、法人住民税：義、事業税：義（国税 7・地方税 5）
		② 上記以外の税目	-
3	要望区分等の別		【新設】 拡充・延長 【単独】 主管・共管
4	内容		《現行制度の概要》 -
			《要望の内容》 国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、5年間を集中投資期間と位置づけた上で、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。
			《関係条項》 -
5	担当部局		経済産業政策局産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 7 年 8 月 分析対象期間：-
7	創設年度及び改正経緯		-
8	適用又は延長期間		5 年間
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2030 年度に 135 兆円、2040 年度に 200 兆円の新たな官民国内投資目標を達成するため、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。 《政策目的の根拠》 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版】 （令和 7 年 6 月 13 日 閣議決定） Ⅲ.投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
		② 政策体系における政策目的の位置	【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展

		付け	
		③ 租税特別措置等により達成しようとする目標	日本経済の停滞要因の一つは投資不足であり、実際に、日本と他国の潜在成長率の最大の違いが資本投入量であることを踏まえ、高付加価値化に資する、国内設備投資を促進し、経済・産業構造の転換を図ることが必要。 特に、金融危機以降、多くの日本企業は海外で投資を拡大し、日本での投資は横ばいとなり、昨今では海外各国においても産業政策が活発化している中で、我が国における投資控えや他国への投資流出が進展することを防ぐべく、本税制を措置し、高付加価値型の設備投資の増大及び生産性の向上を後押しする。こうした取組を通じて、2030 年度に 135 兆円、2040 年度に 200 兆円という新たな官民国内投資目標の達成及び産業構造の高付加価値化を目指す。
		④ 政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	精査中
10	有効性等	① 適用数	精査中
			【算定根拠】
		② 適用額	精査中
			【算定根拠】
		③ 減収額	精査中
			【算定根拠】
		④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 精査中 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】

			《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 精査中
			【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》
		⑤ 税収減を是認する理由等	民間投資の拡大を実現するとともに、我が国経済全体の生産性の向上に寄与する。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	民間投資の拡大という政策目標には、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適当。また、導入事業者の生産性向上のためには、高付加価値化のための設備投資を支援することで、最小限の措置で大きな効果が期待できる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	－
		③ 地方公共団体が協力する相当性	－
12	有識者の見解		－
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		－